## これからの自転車配慮型道路における道路空間の再構築に向けて

 —歩行者と自転車の安心と安全を守るために一平成19年7月

新たな自転車利用環境のあり方を考える懇談会

## 新たな自転車利用環境のあり方を考える懇談会委員名簿

座長
屋井 鉄雄 東京工業大学大学院総合理工学研究科教授
副座長
久保田 尚 埼玉大学大学院理工学研究科教授
委員
片山 右京 レーシングドライバー
勝股 美代子 消費生活アドバイザー
古倉 宗治 財団法人土地総合研究所理事
小竹 一枝 NPO 法人女性みちみらい上越理事
小林 成基 NPO 法人自転車活用推進研究会事務局長
関－財団法人全日本交通安全協会専務理事
森山 みずほモータージャーナリスト
（敬 称 略）
（五十音順）
目 次
はじめに
1．背景 ..... 2
2．歩行者•自転車の交通環境における現状の課題 ..... 4
3．道路空間の再構築に向けた基本事項 ..... 6
4．自転車を考慮した道路空間の実現に向けた 5 つの取組 ..... 7
（1）走行空間の原則分離の推進（2）駐輪対策の着実な実施
（3）ルールの周知徹底・マナーの向上
（4）戦略的整備の速やかな展開
（5）ネットワーク計画や目標を持った整備の促進
5．留意事項 ..... 13
おわりに

## はじめに

自転車は，買物•通勤•通学，レジャーなど様々な目的で多くの人々に利用されている交通手段である。自転車の保有台数は年々増加しており，平成 17 年時点で自動車より多い約 8,700 万台となっている。近年では，排気ガスや騒音を出さない環境負荷の低い交通手段と して見直され，また健康志向の高まりなどを背景に，その利用ニーズが高まっている。

その一方で，自転車利用環境には安全性•快適性の面において様々な課題がある。昭和 40年代，わが国ではモータリゼーションの進展に伴い，交通事故は急増したが，自転車歩行者道の整備や普通自転車歩道通行可の交通規制により，自転車と自動車の分離を図ったことは，自転車乗車中の交通事故死者数を大幅に減少することの要因の 1 つと考えられる。しかし，近年では安全な自転車走行空間の不足や自転車利用者の無謀な運転，マナーの悪さ等が，自転車乗用中の事故が増加している一因であると考えられ，その増加割合は全交通事故に比べ高い状況にある。また，特に歩行者と自転車の交通事故の増加割合が著しく，放置自転車対策を含め，歩行者•自転車の安全な通行の確保が求められている。

また，平成 18 年度に策定された第 8 次交通安全基本計画においても，基本理念として「人優先の交通安全思想」が謳われ，弱い立場にある歩行者や，高齢者，障害者，子ども等の交通弱者の安全を一層確保することされており，歩行者や自転車等が安全に通行できる道路空間の確保は急務となっている。

このような状況のなか，歩行者•自転車の安全性•快適性を向上するためには，現在の自転車利用環境の問題点を明らかにし，走行空間等の整備と空間の使い方の両面から見直して いく必要がある。

本レポートは，自転車を取り巻く現状を踏まえ，今後の自転車利用環境のあり方について まとめたものである。

## 1．背景

急速な高齢化等から，歩行者•自転車にとって安心•安全な交通環境に対するニーズが高 まっている一方で，自転車の事故は増加傾向にある。最近では，環境問題や健康志向等から自転車利用の気運が高まっており，安心•安全な交通環境が一層求められている。

## ① 安心•安全な交通環境へのニーズの高まり

近年，わが国においては，急速な高齢化等から，車いすの利用者が増加するなどバリアフ リー化された歩行空間の確保の必要性が高まってきている。

それに伴い，安全な歩道が求められているが，現状では歩道上で歩行者と自転車が混在し て通行している実態があり，歩行者と自転車のそれぞれがより安全に安心して通行できる分離された空間を確保することへのニーズが増加している。 また，交通安全基本計画においても，人優先の道路交通環境整備の強化を進めている。

## （2）自転車事故の増加

自転車の関連する交通事故は増加傾向にあり，自転車乗用中の交通事故死傷者数の増加率 は事故死傷者数全体と比較しても大きくなっている。

特に歩行者対自転車の事故件数の増加割合が著しく，最近10年間で約 4.8 倍に増加して いる。

また，自転車乗用中の死傷者を年齢層別に見ると，死者については 70 歳以上の高齢者層 が多く，負傷者は19歳未満の若年層に多い。

## （3）自転車利用に対する気運の高まり

自転車は，環境負荷の少ない乗り物として地球温暖化対策の観点から見直されているほか，近年の健康志向から自転車利用者が増加するなどしており，今後ますます自転車利用が交通

社会の中で重要な位置づけを持つことが想定される。
また，平成18年6月の改正道路交通法の施行により，民間の駐車監視員が巡回し，放置駐車車両の確認と標章の取付けが可能となったことにより，放置駐車車両が減り，それらが占めていた空間を自転車走行空間として活用することが期待できるようになったことも，自転車利用に対する気運を高めている要因の一つである。

そのほか，欧米諸国において，自転車活用の有用性から，政策的に広く自転車走行空間の整備が進められていることや，自動車業界団体である（社）日本自動車工業会において，自転車道等の整備を求める声が挙げられていることなどから，今後ますます自転車利用の気運が高まっていくものと考えられる。

## 2．歩行者•自転車の交通環境における現状の課題

歩行者•自転車の交通環境を安全なものとするため，これまで種々の道路整備や交通規制 を実施してきたが，歩行者•自転車のための道路整備が不十分，自転車利用者のルール・マ ナーの遵守意識が不十分といった課題がある状況である。

## （1）歩行者•自転車のための道路整備が不十分

わが国では，モータリゼーションの進展に伴い，これまで自動車を中心とした道路整備が行われてきた。自転車は当初から車両の1つとして定義され，車道を通行することを前提と していたが，昭和 40 年代の交通事故が増大した時代から，自転車が自動車等から分離され た空間を通行することを前提とした自転車道等の自転車利用環境が整備されるようになった。 しかし，わが国における自転車利用環境整備としては，自転車の安全を確保するために，幅員の広い歩道である自転車歩行者道を中心とした歩行者•自転車が混在することを前提と する空間の整備が全国的に行われてきた。そのことが，歩道上での歩行者対自転車の事故増加の一因となっているものと考えられる。また，我が国の道路事情として，特に地方部にお いては，狭いトンネルをはじめ，歩道が設置されていないなど，十分な道路整備が行われて いない状況となっており，今後，自転車道等を含めた道路整備への継続的な取組と，そのた めの予算の確保とが必要である。

また，交通計画のマスタープラン等において自転車を意識して計画し，その計画に基づい て整備することは少なく，道路の途中で歩行者や自転車のための空間が狭められる，あるい は中断される箇所も少なくなく，自転車走行空間をネットワークとして整備する観点が不足 している。

一方，自転車の通行を阻害する放置自転車が，近年減少する傾向であるものの，いまだ駅前や商店街等では多く発生している状況である。

## （2）自転車利用者のルール・マナーの遵守意識が不十分

道路交通法においては，自転車は車道（自転車道が設置されている場合は当該自転車道）通行を原則としつつ，普通自転車については，普通自転車歩道通行可の規制が都道府県公安委員会により実施されている場合は歩道を通行できることとされているが，現実には，自転車歩道通行可の規制の有無にかかわらず，自転車利用者自らの判断で歩道通行しているという実態も一般的に見られる。

こうした中で，一部の自転車の歩道上での無謀な通行やルール違反，マナーの悪さが歩行者の安全性を脅かし，厳しく指摘されている。
※普通自転車：道路交通法施行規則に定める，大きさ・構造の要件を満たした自転車

## 3．道路空間の再構築に向けた基本事項

歩行者•自転車が安全で安心して通行できる道路空間を実現するため，自転車道等の走行空間の整備や交通ルールの周知等に取組んでいく必要があるが，それらの具体的な取組に共通する次の基本事項が重要となる。

○人優先
○バランス（歩行者•自転車•自動車）
○パートナーシップ
これまで道路整備は自動車中心に進められてきたが，今後は自転車を交通体系の中で重要 な交通手段の一つとして位置づけた上で，歩行者や自転車の通行を重視した，自転車配慮型道路，いわば強者が弱者に空間をゆずることを基本とした人優先の安全で快適な道づくりと して進めていく必要がある。

特に，近年自転車の関連する交通事故が増加傾向にあることから，歩行者•自転車•自動車の 3 者が調和し，安心して安全に通行できる道路空間とするため，歩行者の安全確保を前提としつつ自転車走行空間の確保等による自転車の交通安全対策が重要であり，それにより道路空間全体の安全性が高まり，事故全体の削減に寄与する。

また，自転車利用環境の整備の際には，道路整備•交通秩序の確保等を実際に行う道路管理者•公安委員会を中心に進めていくことになる。この際，真に安全で快適な自転車利用環境を確保する上で利用者や住民の視点が不可欠な要素であることに十分に留意し，自転車利用環境整備に携わる者においても，例えば，実際に自ら自転車で走行するなどして，利用者 や住民の視点に立つ努力をすべきである。更に，道路管理者•公安委員会だけでなく，街づ くりを担当する市町村，NPO，沿道住民，自転車利用者，歩行者などの多くの関係者がパー トナーシップを形成し，取組んでいくことが重要となる。

